

# 電 力 情 報

NO. 92

平成 23 年 2 月 2 日  
東 北 電 力 ( 株 )

## 東通原子力発電所 1 号機の第 4 回定期検査について

東通原子力発電所 1 号機は、平成 23 年 2 月 6 日より約 5 ヶ月の予定で、第 4 回定期検査を実施いたします。

定期検査<sup>1</sup>は電気事業法に基づき、原子炉およびその附属設備等が国の定める技術基準に適合し、健全性が確保されていることを確認するために実施するものです。

あわせて、定期事業者検査<sup>1</sup>を実施するとともに定期安全管理審査<sup>2</sup>を受審いたします。

今回の定期検査では、燃料集合体の取替えや制御棒駆動機構の点検、出力領域モニタの取替え、復水器細管の点検等を実施することとしております。

また、第 4 回定期検査終了後の運転期間について、従来の 13 カ月以内から 16 カ月以内に延長することを計画し、現在、経済産業省原子力安全・保安院の確認・審査を受けておりますが、この一環として、今回の定期検査期間中においても、運転期間の延長計画に関する確認・審査を受ける予定です。

当社といたしましては、今後とも継続的に保全活動を充実させるとともに、引き続き安全・安定運転に努め、原子力発電所の安全性および信頼性の一層の向上を図っていくこととしております。

今回の定期検査の概要は別紙のとおりです。

以 上

### < 東通原子力発電所 1 号機の概要 >

- ・ 所 在 地 青森県下北郡東通村
- ・ 電 気 出 力 110 万キロワット
- ・ 原子炉型式 沸騰水型軽水炉 ( BWR )
- ・ 運 転 開 始 平成 17 年 12 月 8 日

- 1 改正電気事業法（平成15年10月1日施行）により、従来、国が実施してきた定期検査および電気事業者が実施してきた自主点検を合わせて、定期事業者検査として位置付け、検査結果を記録・保存することなどが新たに義務付けられている。また、定期事業者検査の一部について原子力安全・保安院または独立行政法人原子力安全基盤機構による立会や記録確認が実施され、これが定期検査と位置付けられている。
- 2 定期事業者検査に関して事業者の組織、体制、検査方法などについて独立行政法人原子力安全基盤機構が審査し、その審査結果に基づき原子力安全・保安院が電気事業者の検査実施体制を評定する制度。

<参考> 当社原子力発電所の現況

女川原子力発電所

1号機（52万4千kw）運転中

2号機（82万5千kw）平成22年11月6日から定期検査中

3号機（82万5千kw）運転中

東通原子力発電所

1号機（110万kw）平成23年2月6日から定期検査予定